

国保運営方針の改定について

令和3年(2021年)1月14日

佐賀県健康福祉部国民健康保険課

前回の運営協議会における意見及びその対応

前回の協議会について

開催日時：令和2年11月12日（木） 18時半～19時半

委員意見

該当箇所	第6 医療費の適正化の取組に関する事項 2 医療費の適正化に向けた取組(39～41ページ)
委員意見(概要)	糖尿病性腎症重症化予防の取組の記載において、「医師会・歯科医師会と連携した糖尿病等対策事業」とあるが、薬剤師会も連携をとっているため、その記載を追加してほしい。(重複服薬等対策についても同様)
県対応(案)	委員意見のとおり修正する。

【新旧対照】運営方針の改定について

第6-1 現状の把握

新	旧
<p>1 現状の把握</p> <p><u>(4) 医薬品の適正使用に向けた取組状況</u> 重複服薬等対策のため、レセプトデータから重複服薬者等対象者（重複服薬、多剤投与及び併用禁忌により服薬に課題のある者）を抽出して分析を行うほか、<u>佐賀県薬剤師会、佐賀県医師会等と連携し、重複服薬者等対象者に対する勧奨通知発送及びかかりつけ薬局への服薬相談</u>の取組を実施している。</p>	<p>1 現状の把握</p> <p><u>(4) 重複受診、頻回受診等への訪問指導の実施状況</u> 市町国保（県内20市町）の重複受診、頻回受診等への訪問指導の実施状況（平成28年度）をみると、13市町で実施されており、各市町において受診状況等から対象者を選定し、治療や内服状況等、個々の事情を十分に聴取したうえで、適切な受診や服薬等についての助言及び指導が行われている。</p>

今回修正を行う理由

- 委員意見を受け、県薬剤師会、県医師会等との連携について記載。それに伴い、かかりつけ薬局への服薬相談の取組について追加。

【新旧対照】運営方針の改定について

第6-2 医療費の適正化に向けた取組

新	旧
<p>2 医療費の適正化に向けた取組</p> <p>(1) 特定健康診査・特定保健指導の実施率向上</p> <p>特定健康診査の受診率向上策の一つである医療機関の検査データの活用取組は、<u>佐賀県医師会等の協力の下、平成30年度から事業化して取り組んでいる。</u>また、<u>令和2年度には市町が未受診者勧奨をする際に活用するものとして、医療機関受診情報についても記載したりリストを出力するツールの開発を行ったところである。</u></p> <p>こうした事業を通じ、各市町の実施率を向上させる観点から、以下のとおり目標値を定める。なお、すでに目標を達成している市町にあっては、実施率の維持はもとより、更なる実施率向上に努めるものとする。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(2) 糖尿病性腎症重症化予防に向けた取組の推進</p> <p><u>佐賀県医師会、佐賀県歯科医師会及び佐賀県薬剤師会等と連携した糖尿病対策事業を行い、糖尿病等の生活習慣病の発生予防から重症化予防まで包括的に取り組んでいるが、令和2年度からは糖尿病の合併症や重症化予防に力点をあいた、医科歯科における連携体制の構築に努めており、今後も糖尿病患者を包括的に支援する医療等の体制の深化等に努めるものとする。</u></p> <p>あわせて、佐賀県糖尿病性腎症重症化予防プログラムや県の「ストップ糖尿病」対策事業等を活用した取組が進むよう各市町への支援に努める。</p>	<p>2 医療費の適正化に向けた取組</p> <p>(1) 特定健康診査・特定保健指導の実施率向上</p> <p>特定健康診査の受診率向上策の一つである医療機関の検査データの活用取組は、<u>隣県で既に事業化され、一定の成果を出しているところであり、本県においても全市町での取組として開始できるよう努めるものとする。</u></p> <p>こうした事業を通じ、各市町の実施率を向上させる観点から、以下のとおり目標値を定める。なお、すでに目標を達成している市町にあっては、実施率の維持はもとより、更なる実施率向上に努めるものとする。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(2) 糖尿病性腎症重症化予防に向けた取組の推進</p> <p><u>かかりつけ医と連携した取組は、これまで十分に実施できていなかった部分があるため、佐賀県糖尿病性腎症重症化予防プログラムや県の「ストップ糖尿病」対策事業等を活用した取組が進むよう各市町への支援に努めるものとする。</u></p>

今回修正を行う理由

- 委員意見を受け、協力団体について記載を追加している。その他、文言の修正を行っている。

【新旧対照】運営方針の改定について

第6-2 医療費の適正化に向けた取組（続き）

新	旧
<p>2 医療費の適正化に向けた取組</p> <p>(3) 後発医薬品の使用促進 後発医薬品の使用促進策の一つである後発医薬品の差額通知は、新制度となった平成30年度から、通知回数、差額及び対象薬効を県内20市町で統一して実施することで、被保険者への情報提供格差を解消に努めているところである。</p> <p>加えて令和2年度から更なる使用促進のため、<u>佐賀県医師会、佐賀県薬剤師会等の協力の下、後発医薬品の使用割合が低い年齢層、後発医薬品の使用割合が低い薬効が処方されている者及び後発医薬品への切替えによる効果額が大きい薬効が処方されている者を対象に、対象者の特性に応じた差額通知を行っている。</u></p> <p>こうした事業を通じ、各市町の実施率を向上させる観点から、以下のとおり目標値を定める。なお、すでに目標を達成している市町にあっては、実施率の維持はもとより、更なる実施率向上に努めるものとする。</p> <p>(4) 医薬品の適正使用に向けた取組の実施 <u>重複服薬等対象者に対する勧奨通知については、一定の効果が認められることから、継続して取り組んでいくこととする。</u> <u>また、重複服薬等への訪問指導は、重複受診、頻回受診等への訪問指導の一つとして実施されているが、より効果の高い訪問活動となるよう佐賀県医師会や佐賀県薬剤師会等と連携した体制の構築に努めるものとする。</u></p>	<p>2 医療費の適正化に向けた取組</p> <p>(3) 後発医薬品の使用促進 後発医薬品の使用促進策の一つである後発医薬品の差額通知は、新制度となる平成30年度から、通知回数、差額及び対象薬効を県内20市町で統一して実施することで、被保険者への情報提供格差を解消するとともに、<u>統一実施（統一基準）による県全体のデータ活用により、今後の効果的な実施を図ることとする。</u></p> <p>こうした事業を通じ、各市町の実施率を向上させる観点から、以下のとおり目標値を定める。なお、すでに目標を達成している市町にあっては、実施率の維持はもとより、更なる実施率向上に努めるものとする。</p> <p>(4) 重複投薬への訪問指導の実施 <u>重複投薬への訪問指導は、これまで一部の市町で実施されている重複受診、頻回受診等への訪問指導の一つであるものの、県内においては比較的取組の進んでいない分野であることから、国保データベース（KDB）システム等を活用した全市町での取組として開始できるよう努めるものとする。</u></p>

今回修正を行う理由

- 委員意見を受け、協力団体の記載を追加している。その他、文言の修正を行っている。

パブリック・コメントについて

「佐賀県県民意見提出手続（パブリック・コメント手続）に関する要綱」に基づき実施。
県ホームページのほか、県内総合庁舎、県立図書館、アバンセ等に資料を掲出。

実施期間：令和2年12月2日（水） ～ 12月15日（火）

パブリック・コメントの結果

意見提出件数 0件

今後のスケジュールについて

11月12日 県国保運営協議会へ諮問

納付金・標準保険税率算定スケジュール

パブリック・コメント
(12/2 ~ 12/15)

12月25日 国から確定係数の提示を受けて算定開始

1月14日 県国保運営協議会の答申

1月下旬 県による国保運営方針の決定・公表

1月下旬 算定結果の公表

~ 3月下旬 市町による保険税率改正条例

参 考

国民健康保険制度改革の概要について

○ **平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割**を担い、制度を安定化

- ・ 給付費に必要な費用は、**全額**、都道府県が市町村に交付
- ・ 将来的な保険料負担の平準化を進めるため、都道府県は、市町村ごとの標準保険料率を提示（標準的な住民負担の見える化）
- ・ 都道府県は、**国保の運営方針を定め**、市町村の事務の効率化・広域化等を推進

○ 市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う

【現行】市町村が個別に運営

【改革後】都道府県が財政運営責任を担うなど中心的役割



国民健康保険運営協議会(都道府県、市町村)の役割

都道府県に設置される 国保運営協議会

主な審議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・国保事業費納付金の徴収 保険料水準の統一化に向けた審議 等 ・国保運営方針の作成 等 <p>その他の重要事項</p>
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者代表 ・保険医又は保険薬剤師代表 ・公益代表 ・被用者保険代表

市町村に設置される 国保運営協議会

主な審議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・保険給付 ・保険料の徴収 <p>その他の重要事項</p>
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者代表 ・保険医又は保険薬剤師代表 ・公益代表 ・被用者保険代表（任意）

■ 改正後の国民健康保険法（抜粋）

（国民健康保険事業の運営に関する協議会）

第11条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、…(略)…国民健康保険事業費納付金の徴収、…(略)…都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

2 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、…(略)…保険給付、…(略)…保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

3 前二項に定める協議会は、前二項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項(…(略)…)を審議することができる。

4 前三項に規定するもののほか、第一項及び第二項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

改正点まとめ①

① 国保税率の一本化の最終形

▶ 保険税率一本化の議論に応じて記載が必要

- (1) 相互扶助のあり方 ($\alpha=0$ 、 $\beta'=1$ 、その他歳入歳出の相互扶助)
- (2) モラルハザード対策 (収納率下限の設定、保健事業の格差縮小取組)
- (3) 令和3年度から令和8年度までの経過措置 (α 、市町賦課割合及び収納率目標の段階的調整など)
- (4) 令和9年度から令和11年度までの経過措置 (準統一期間の設定)

② 納付金及び標準保険税率の算定方法に関する記載

▶ 上記①に伴い納付金算定方法を変更する必要があるため、あわせて記載内容の修正が必要。

- (1) 応能割及び応益割の割合 (β) の設定 (一本化まで…国が示す $\beta:1$ / 一本化後… $\beta'=1$)
- (2) 市町の賦課割合の設定 (一本化まで…市町で選択可能 / 一本化後…市町個別の賦課割合はなくなる)
- (3) 医療費水準反映係数 (α) の設定 (R3年度… $\alpha=0.7$ 。以後、毎年度0.1ずつ下げてR9年度に $\alpha=0$ とする)
- (4) 歳入歳出の相互扶助 (α の引下げと同じ割合で段階的に相互扶助、対象公費はR3年度以降も検討)
- (5) 激変緩和 (制度改革に伴う激変緩和を継続するが、活用する公費の額は国庫補助額を上限とする)

③ 標準的な保健事業の実施に関する記載

▶ 保険税率一本化の議論に応じて記載が必要

- ・令和3年度に「標準的保健事業検討委員会」を設置し、令和5年度までにそのあり方を定める。

改正点まとめ②

④ 財政安定化基金の活用に関する記載

- ▶ 保険税率一本化の議論に応じて記載が必要
 - ・制度改正のための激変緩和において、財政安定化基金（特例基金）の活用終了とする。
 - ・留保することとした歳入は当基金に積み立て、県全体の税抑制に利用する。

⑤ 業務の集約に関する記載

- ▶ 保険税率一本化の議論に応じて記載が必要
 - ・業務集約に向けた議論を開始する。
 - ・組織のあり方、費用対効果を検討し、令和3年度中に集約の合意を目指す。

⑥ 医療費の適正化に向けた取組に関する事項

- ・重複受診、頻回受診等への訪問指導の実施状況に関する記述を医薬品の適正使用に向けた取組状況に関する記述に変更
- ・特定健診に係る未受診者抽出ツール開発事業を追加
- ・医師会・歯科医師会と連携した糖尿病等対策事業について追加
- ・後発医薬品の使用促進について、対象者の特性に応じた差額通知事業を追加

改正点まとめ③

⑦ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関する記載

- ・地域包括ケアシステムとの連携事業の記述を、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関する記述に変更。

⑧ その他所要の改正

- ・ガイドラインの改定に伴い、赤字解消計画の公表について追加
- ・不正利得回収の事務処理規約制定について追加
- ・その他データの更新、ガイドラインの改定等に係る文言の修正

運営方針の改定について

見直しの内容①

項目	見直し 有無	見直しの内容
第1 基本的事項		
1 策定の目的	無	—
2 策定の根拠規定	有	文言の修正
3 対象期間	有	令和3年4月1日～令和6年3月31日に更新
第2 市町国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し		
1 医療費の動向と将来の見通し	有	データの更新及び変更
2 財政収支の改善に係る基本的な考え方	有	文言の修正
3 赤字削減・解消の取組、目標年次等	有	ガイドラインの改定に伴い、計画公表の取組を追加
4 財政安定化基金の活用		
（1）運用ルールの基本的な考え方	有	文言の修正
（2）財政安定化基金（特例基金）による激変緩和措置	有	制度改正のための激変緩和において、財政安定化基金（特例基金）の活用終了とすることを記載
（3）財政安定化基金（特例基金）による財政調整	新設	財政運営上の観点から留保することとした歳入については、特例基金に積み立て、県全体の税抑制に活用することを記載
5 PDCAサイクルの実施	無	—

運営方針の改定について

見直しの内容②

項目	見直し有無	見直しの内容
第3 市町における保険税の標準的な算定方法に関する事項		
1 現状の把握（必須）	有	データの更新及び修正
2 保険税率の一本化		
（1）これまでの議論の経緯	新設	R2連携会議に至る経過を記載
（2）保険税率の一本化に向けた合意事項	新設	R2連携会議で合意する一本化の最終形・R3～R8の経過措置、R9～R11の経過措置について記載
3 標準的な保険税算定方式等（必須）		
（1）算定対象経費	有	文言の修正
（2）標準的な保険税算定方式	無	—
（3）標準的な応能割及び応益割の割合（所得水準の反映（ β の設定））	有	急激な税率の変動を防ぐため、一本化後は当面「 $\beta' = 1$ 」とすることを追加
（4）均等割及び平等割の割合	無	—
（5）市町の賦課割合	新設	市町の賦課割合の算定方法について記載を追加
（6）医療費水準の反映（ α の設定）	有	R3は「 $\alpha = 0.7$ 」とすること及びR9に「 $\alpha = 0$ 」になるよう段階的に α を下げることを追加
（7）標準的な賦課限度額	無	—
（8）高額医療費の調整等	有	文言の追加
（9）一本化に向けた歳入歳出の相互扶助	新設	α の引き下げに伴い一部の公費も3割相互扶助を開始することを記載
（10）激変緩和策	有	激変緩和に活用する公費の額は、国庫補助額を上限とし、激変緩和措置は令和5年度までで終了する。
（11）過年度国保事業費納付金の精算	新設	R9以降は、過年度納付金の精算を行うことを追加

運営方針の改定について

見直しの内容③

項目	見直し 有無	見直しの内容
第3 市町における保険税の標準的な算定方法に関する事項		
4 標準的な収納率等		
(1) 標準的な収納率	有	データの更新及び文言の修正
(2) 標準的な相対的必要給付等の内容	無	—
(3) 標準的な任意給付の内容	無	—
(4) 標準的な保険税及び一部負担金の減免基準	無	—
(5) 標準的な保健事業の実施基準	有	R3に「標準的保健事業検討委員会」を設立し、R5までにその在り方を協議すること及び実務者会議の合意を得た事業費を納付金算定に算入していくことを追加
第4 市町における保険税の徴収の適正な実施に関する事項		
1 現状の把握	有	データの更新及び修正
2 収納対策	有	R9に向けた段階的な収納率目標を追加
第5 市町における保険給付の適正な実施に関する事項		
1 現状の把握	有	データの更新及び修正
2 保険給付の適正化に資する取組	有	文言の修正
3 県による保険給付の点検、事後調整		
(1) 保険給付の点検	無	—
(2) 不正利得の回収等	有	不正利得回収に係る事務処理規約に関する記載を追加
4 高額療養費の多数回該当の取扱いに関する事項	有	文言の修正

運営方針の改定について

見直しの内容④

項目	見直し有無	見直しの内容
第6 医療費の適正化の取組に関する事項		
1 現状の把握	有	重複受診の取組から重複服薬の取組へ変更、データの更新及び修正
2 医療費の適正化に向けた取組		
(1) 特定健康診査・特定保健指導の実施率向上	有	特定健康診査未受診者抽出ツール開発事業を追加
(2) 糖尿病性腎症重症化予防に向けた取組の推進	有	医師会・歯科医師会との連携事業を追加
(3) 後発医薬品の使用促進	有	特定層に向けた差額通知事業を追加
(4) 医薬品の適正使用に向けた取組の実施	有	重複受診の取組から重複服薬の取組へ変更
3 医療費適正化計画との関係	無	—
第7 市町が担う国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項		
1 広域的及び効率的な運営の推進に向けた取組		
(1) 保険者事務の集約	有	集約のあり方について議論を開始し、R3に集約の合意を目指すことを記載
(2) 医療費適正化対策の共通化、共同実施	有	文言の修正
(3) 収納対策の共通化、共同実施	無	—
(4) 保健事業の共通化、共同実施	有	文言の修正
第8 保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関係施策との連携に関する事項		
1 保健医療サービス・福祉サービス等との連携	有	地域包括ケアシステム連携の記述を高年齢者保健の保健事業と介護予防の一体的な実施の記述に変更
第9 施策の実施のために必要な関係市町相互間の連絡調整、その他県が必要と認める事項		
1 国民健康保険運営連携会議の設置	無	—
2 国民健康保険運営方針の見直し		